

たばこを持つ手は、

子ども目

高さ。



区

NO

街を汚すだけでなく、火災のおそれも捨てていない。

NO

り、安全な生活環境を、たばこのゴミにしている。

NO

マナーから、
ルールへ。
そしてマナーへ

安全で快適な生活環境を守るために。

千代田区生活環境条例

やめましょう!

◎路上喫煙 ◎ 喫い方等のポイ捨て ◎ 喫煙者のポイ捨て ◎ 路上喫煙物

その他、条例や自治法違反、罰則、罰金を支払うことになる場合があります。※条例に準じた罰金には罰則が定められています。

千代田区 TEL 03-3264-2111 <http://www.kojisite.com>

路上喫煙や思いどおりの空き缶などのポイ捨てなどを禁止する「生活環境条例」が平成14年10月1日から施行されています。

※過料は当面2,000円です。※改善命令に違反した場合は、氏名住所等の公表、告発・罰金(5万円以下)となります。

R100